

法人課税 地域未来投資促進税制の見直し及び延長

1. 改正の概要

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)を見直した上、適用期限を2年延長する。

内容	改正前	改正後	
		従来の類型	サプライチェーンの強靱化に資する類型(新設)
適用対象法人	一定の地域で一定の事業を行う法人(青色申告法人)	改正なし	
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域経済牽引事業計画について都道府県の承認を受けること ② 承認された事業計画に基づき、特定地域経済牽引事業施設等を新設又は増設し、事業の用に供すること(本制度の対象となる金額の上限は80億円) ③ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による<u>一定の基準</u>に適合することについて、国の確認を受けること 	改正なし	
一定の基準(先進性に関する基準)	・事業の先進性の確認に当たっては、 <u>評価委員が判断</u> すること	・事業の先進性の確認に当たっては、 <u>投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定水準以上であることが見込まれることを確認</u> すること	・ <u>海外に生産拠点が集中している一定の製品の製造をすること及びその地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内でその製品の承認地域経済牽引事業者の取引額の一定水準以上の増加が見込まれることを確認</u> すること
特定非常災害に関する特例	・一定の事業の実施場所が特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合には、その計画承認日が特定非常災害発生日から <u>5年又は3年</u> を経過していないときは、一定の基準(先進性に関する基準)を満たすものとする	・一定の事業の実施場所が特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合には、その計画承認日が特定非常災害発生日から <u>1年</u> を経過していないときは、一定の基準を満たすものとする	

1. 改正の概要

内容		改正前		改正後	
適用対象資産		機械装置・器具備品	建物・附属設備・構築物	機械装置・器具備品	建物・附属設備・構築物
税制措置 (選択適用)	特別償却	① ②以外 基準取得価額×40% ② 次の要件を満たす場合 基準取得価額× 50% 【要件】 $\text{イ} \geq \text{ロ} \times 108\%$ イ 前事業年度の付加価値額(※) ロ 前々事業年度の付加価値額(※) (※)付加価値額＝ 営業利益＋給与総額＋租税公課	基準取得価額 ×20%	① ②以外 基準取得価額×40% ② 次の要件を満たす場合 基準取得価額× 50% 【要件】 投資収益率及び労働生産性の伸び率が一定水準以上であることが見込まれること (上記に加え、左記の付加価値額増加要件も満たす必要があるかどうかは不明)	改正なし
	税額控除	① ②以外 基準取得価額×4% ② 上記【要件】を満たす場合 基準取得価額× 5% 控除上限額:法人税額×20%	基準取得価額 ×2%	① ②以外 基準取得価額×4% ② 上記【要件】を満たす場合 基準取得価額× 5% 改正なし	改正なし

2. 適用時期

2021年(令和3年)4月1日から2023年(令和5年)3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。

3. 実務上の留意点

- 所得税についても同様の改正が行われる。
- サプライチェーンの強靱化に資する類型が新設され、対象事業が拡充される。
- 改正後は、主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業計画の実施期間内において、同一の都道府県等に対して別の地域経済牽引事業計画を申請しても主務大臣の確認を受けられなくなるため注意が必要である。
(改正後は、実施期間終了後の同取扱いに対する主務大臣の確認事項も変更となるため注意が必要である。)